

西海地域（まち）づくり研究会設置要綱

（名称）

第1条 本研究会は、「西海地域（まち）づくり研究会」（以下「西海まち研」）と称する。

（設立）

第2条 西海まち研は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会との共同による設立とし、各代表者による設立協定の調印により発足するものとする。

（所在地）

第3条 西海まち研は、主たる事務所を西海市社会福祉協議会本所に、従たる事務所を長崎国際大学に置く。

（目的）

第4条 西海まち研の設立目的は次のとおりとする。

- (1) 西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会が実践する市民主体の地域づくりに、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科が持つ研究・教育機能を連携させ、その一層の推進を図る。
- (2) 西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会の地域づくり実践と連携することにより、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科の研究と教育に実践的なフィールドを提供し、その向上を図る。
- (3) 研究・教育と地域実践の連携により、「地方分権の時代」にふさわしい先駆的な地域づくりを実現し、西海市民の一層の生活向上を期する。

（事業）

第5条 上記の目的を達成するため、西海まち研は次の事業を行う。事業の実践は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科の教員・大学院生・学生、西海市社会福祉協議会役職員及び西海市観光協会会員の協働により行う。

- (1) 地域づくり施策の調査研究：西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会が取り組む地域づくり施策についてのプロジェクト・チームによる調査・研究、及び提言。
- (2) 地域づくり施策の実践：西海市観光協会及び西海市社会福祉協議会が展開する地域づくりについての協働した実践。
- (3) 西海市民、西海市社会福祉協議会役職員及び西海市観光協会会員の研修：西海市における地域づくりについて、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科教員による研修の実施。

- (4) 長崎国際大学大学院人間社会学研究科博士前期（修士）課程への、西海市社会福祉協議会役職員及び西海市観光協会会員の特別推薦入学：西海市社会福祉協議会会长の推薦を受けた職員1名及び西海市観光協会会长の推薦を受けた会員1名を、特別推薦枠として長崎国際大学大学院人間社会学研究科博士前期（修士）課程への入学を受け入れる。
- (5) 成果の発表：研究・実践の成果は、西海まち研研究発表会（仮称）長崎国際大学人間社会学部の学内学会又は紀要、所属学会、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会の広報誌などで行うことができる。
- (6) その他、西海市地域づくりに必要な事業を実施する。

（組織）

第6条 西海まち研に次の役職員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 3名

2 前項の役職員のうち、会長、副会長及び事務局長は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会との話し合いにより選出する。

3 監事は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会から選出する。

4 西海まち研に、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会が共同で構成する事務局を設置し、実務の執行にあたる。事務局に次の職員を置き、会長が任命する。

- (1) 会計 1名
- (2) 事務局員 若干名

（事業計画）

第7条 年度ごとの事業計画及び事業実績報告書を作成し、計画的に事業を開るとともに事業内容の評価を行う。

2 年度事業計画及び事業実績報告書は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会において、それぞれの組織規定に従った承認を受けるものとする。

（会計）

第8条 長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会は、西海まち研に対する一定額の拠出を毎年度行う。

2 調査・研究事業については、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会

学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会がそれぞれの母体として取得可能の補助金・委託料・科学研究費などを得るように努力する。

3 予算及び決算については、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会において、それぞれの組織規定に従った承認を受けるものとする。

(解散)

第9条 西海まち研は、その目的を達成したとき、又は設立者である長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会のいずれかから申し出があったときには解散することができる。

2 解散の決定は、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会において、それぞれの組織規定に従った承認を受けるものとする。

3 解散時の残余財産の処分については、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会が誠意をもって話し合うものとする。

(その他)

第10条 西海まち研の運営等について疑義が生じたときには、長崎国際大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科、西海市社会福祉協議会及び西海市観光協会が誠意を持って話し合うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。